

旅館業法の見直しに関する意見

2021年10月28日

ハンセン病訴訟西日本弁護団

共同代表 弁護士 徳田 靖之

第1 意見の趣旨

旅館業者に対し宿泊拒否を禁じ、例外として拒否できる場合を「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」に限定している旅館業法第5条の改廃に強く反対します。

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) 私の立場について

旅館業法の見直し問題に関する意見を申し上げる前に、私の立場をご説明させていただきます。

私は、1998年に提訴された、「らい予防法」違憲国賠熊本訴訟の弁護団の共同代表を務め、今日まで、ハンセン病問題の解決に、ハンセン病隔離政策の被害を受けた当事者の方々の代理人として活動してまいりました。なお、薬害エイズ訴訟にも関与しており、ハンセン病やエイズ等の感染症に対する国の誤った政策によって社会に形成された偏見差別による多数の人権侵害事例を経験してまいりました。2003年の黒川温泉宿泊拒否事件の際には、原告らの要請に基づいて、全国各地から療養所に寄せられた誹謗中傷文書に対して、厚労省、法務省に対して要請活動を行った者でもあります。

今回の旅館業法の見直し論議は、感染症に対する誤った認識に基づくものであり、感染者に対する偏見差別を助長するものであると感じておりますので、その立場から、この意見書を提出するものです。

(2) 感染症予防法における基本原則について

旅館業法の見直しは、主として第5条1号を維持することの是非に関して行われていますので、その議論の前提として、わが国の感染症対策の基本原則を示した「感染症予防法」の趣旨を明確にしておく必要があると思料します。

この法律は、薬害エイズ訴訟の解決後に、従来の「伝染病予防法」を廃止して1998年に制定されたものであり、その前文には「我が国においては、過去にハンセン病、エイズ等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記されています。こうした教訓に基づいて、同法は、従来の「隔離」という制度を廃止し、すべて治療の対象としての「入院」に改めたのです。つまり、この法律の基本原則となったの

は、感染症の患者は、「隔離」の対象となるような、社会に迷惑をおよぼす存在ではなく、あくまでも医療を受ける権利の主体であるということであり、このように位置づけることによって、感染症の患者に対する偏見差別を防ぐことが出来るということを示明らかにしたのです。

旅館業法第5条の見直しに際しては、この感染症法の基本的な立場が当然の前提とされるべきだと思います。

## 2 旅館業法第5条の改廃は、感染症に対する偏見差別を助長するものであること

### (1) 黒川温泉宿泊拒否事件は過去のものではないこと

2003年の宿泊拒否事件は、ハンセン病療養所の入所者を、元患者であるという理由から宿泊を拒否したものであり、他の宿泊客の迷惑になるというのが、その根拠とされました。この事件自体は旅館業法違反として処罰されて終了しましたが、その過程で、入所者の側が、ホテルによる謝罪を受け入れなかったことに対し、全国各地から、多数の誹謗中傷文書が療養所に殺到する事態となり、ハンセン病に対する偏見差別が深刻な形で存在していることを明らかにしました。誹謗中傷文書の大半は、入所者がホテルに宿泊しようとしたことが間違いであると指摘するものであり、ホテルの側が宿泊拒否を撤回して謝罪したのに受け入れないのは「身のほど知らずだ」「謙虚になれ」と批判するものでした。

この事件は、感染症の患者であった者は、ホテルに泊まろうとすべきではないという認識が社会に根強く存在していることを示したものであり、このような認識は、事件から20年近くを経過した今でも存続し続けていると私たちは認識しています。

### (2) コロナ禍で明らかになった感染症に対する偏見差別

コロナウィルスの感染拡大とともに、全国で、感染者や医療従事者の家族に対する差別や排除が相次ぎました。感染者であるということがわかると実名がネットで公開されたり、学校や勤務先で排除されたり、クラスターが発生した大学や企業が批判にさらされ、謝罪を強いられるといったことが各地で発生しました。深刻だったのは、コロナウィルスの治療にあたっている医療従事者の子らが、保育所や学校への登校や通園を拒否されるといった事態まで起こったことです。

こうした事態は、感染者を社会に感染を広げる危険で迷惑な存在(感染源)であるという旧態依然の感染症観から発生しているものです。医療従事者の家族までが、偏見差別にさらされるのは、潜在的感染者とみなされるからにほかなりません。

こうした、感染者を危険で迷惑な存在であるとする認識を一掃することなしには、感染者や医療従事者に対する偏見差別がなくなることはありません。

そして、何よりも重要なことは、こうした感染者に対する社会の認識が改められない限り、感染者にとっては、感染したという事実は、知られてはならない秘密となって秘匿されていき、治療開始の遅れや、感染拡大の原因になってしまうという

ことです。

コロナの問題は、改めて、私たちの社会に対し、感染者は、社会にとって迷惑な存在ではなく、社会が守るべき存在であり、感染者が安心して医療を受け、社会生活を送っていける状況を作ることこそが、感染症の拡大を防ぐうえでも重要だということを示しているのです。

(3) 旅館業法第5条1号の改廃は、感染者を迷惑な存在であるとするものであること

今回の旅館業法の見直しは、ホテル・旅館の側が、感染者の宿泊をより容易に拒否できることに道を開くものです。ホテル・旅館が感染者の宿泊を拒否することが法的に認められるということは、感染者は社会に感染を拡大する迷惑・危険な存在であるとの認識を法律の名によって公認することになるからです。このことは、今まさに全国各地で起こっている感染者や医療従事者に対する差別や排除を正当化することに繋がり、こうした偏見を一層助長することになります。

3 ホテル・旅館における感染症対策の在り方とその社会的な使命について

(1) ホテル・旅館業界からの見直しを求める理由について

今回の旅館業法の見直しに際して、日本旅館協会、日本ホテル協会、全日本ホテル連盟などの業界団体から提出された意見を拝見しました。見直しを求める理由としての、宿泊を断らざるを得ない事例が存在することについて理解いたしました。これらの事例に対しては、同法第5条の3号いう「都道府県が条例で定める事由」としての対処が可能だと私は思います。条例では、「泥酔、言動が著しく異常で他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがある場合」や「身体、衣服等が著しく不潔で、衛生保持に支障または他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがある場合」等には、宿泊を拒否することが認められており、意見書に説明されているような事例に対しては、現実、こうした条例や通達に従っての宿泊拒否が行われています。

こうした感染者による例外的な迷惑行為に対しては、現在においてもそれなりの対応が出来ているにもかかわらず、こうした事例の存在を理由に、旅館業法自体の見直しを求めるのは、徒らに感染者に対する偏見差別を助長することになるだけだと私には思われます。

(2) 現在におけるホテル・旅館の社会的な使命について

現代社会の発展に伴って、ホテル・旅館の社会的な役割に大きな変化が生じていることは、私たちも理解していますが、旅館業法第1条には、目的として、公衆衛生・国民生活向上に寄与することが挙げられています。

ホテル・旅館の業務は、日常的な場面における、宿泊・滞在場所の提供という本来的な業務のほかに、現代社会においては、大規模災害時における避難場所の提供やコロナ禍における宿泊療養場所の提供という実例に見られるような新たな社会的な使命を担うことが期待されるに至っているというべきです。

こうしたホテル・旅館の社会的な使命に照らすと、今回の旅館業法の見直しを求める動きは、時代の要請に逆行するものではないかと思います。

#### 4 まとめ

以上の理由から、私は、旅館業法の見直しは、その必要性に乏しいというだけでなく、感染者に対する偏見差別を助長するものであり、断固として反対するものです。